# 国債事務例規集

国債元利金支払取扱店

金融商品取引業者・証券金融会社用

日本銀行業務局

＜制定・通知＞

平成５年１２月１７日業債第１０号

以下累次改正

［２０２４年１０月２５日付業債第４６号まで反映済み

（２０２４年１１月８日現在）］

# 国債元利金支払取扱店事務取扱手続

（金融商品取引業者・証券金融会社用）

# 第１編　はじめに

この手続で使用している用語の解説・略称、証票類の名称・略称・保管期間等一覧、廃印の押なつ、消滅時効期間の計算方法等各種の事務に共通する事項を定めている。

## 目　次

ページ

100－

[１００　はじめに 1](#_Toc172557177)

[１１０　この手続の適用 1](#_Toc172557178)

[１１１　取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧 2](#_Toc172557179)

[１２０　用語の解説・略称 5](#_Toc172557180)

[１３０　証票類の名称・略称・保管期間等一覧 8](#_Toc172557181)

[１４０　共通事項 9](#_Toc172557182)

[１４１　削除 9](#_Toc172557183)

[１４２　回収証券類への廃印の押なつと取消方法 10](#_Toc172557184)

[１４３　消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い 13](#_Toc172557185)

## １００　はじめに

### １１０　この手続の適用

国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）における国債事務は、別に定めのあるものを除き、この手続により取扱う。

なお、無記名国債証券および登録国債に関する照会を受けた場合には、業務局営業・国債業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

この手続の利用上の参考事項など

|  |
| --- |
| 　利用上のその他参考事項　○　共通事項など当該事務の取扱いに関連する事項は、「⇒○○○参照」としてその定められている個所を具体的に示してある。○　この手続に用いられている用語の略称は、「１２０　用語の解説・略称」に定めている。〇　国債復代理店は銀行代理業者等に設置することが可能となったが、現在日本郵便株式会社（以下「日本郵便会社」という。）のみ国債復代理店を設置しているため、当分の間、この手続には日本郵便会社の国債復代理店固有の事務取扱方法を規定する。　 この手続以外の定め　〇　国債事務の取扱いに関する日本銀行業務局からの通知類 |

#### １１１　取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧

日本銀行本店・支店・代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店において取扱うことができる国債事務の範囲は、次のとおりとする。

 　　　 ○印－取扱ってよい。

△印－自店を支払場所とするもの、または自店が新たに支払場所

となるものに限り取扱ってよい。

▲印－自店を支払場所とするものに限り取扱ってよい。

×印－取扱うことができない。

─印－取扱いにかかる照会を受けた場合には、業務局営業・国債

　　　業務企画グループへ照会し、その指示により取扱う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱機関事務の種類 | 日本銀行本店・支店 | 代理店 | 国債代理店・国債復代理店 | 国債元利金支払取扱店 |
| 在日外国銀行等 | 金融商品取引業者等 |
| 1．無記名国債の発行　　応募金額の報告の受付、払込金額の受入等 | 〇 | × | × | × | × |
| 2．無記名国債証券の各種請求●失効証券類の受入●失効証券類の受入以外 | ○─ | ○─ | ○─ | ○─ | ○─ |
| 3．登録国債の各種請求 | ─ | ─ | ─ | ─ | ─ |
| 4．記名国債証券の交付●新規発行証券の交付●証券の発行取消 | ○○ | ○○ | ×× | ×× | ×× |
| 5．記名国債証券の各種請求(1)　各種請求●元利金支払場所変更の請求●記名変更の請求　相続による記名変更・改氏名・字体等訂正 | △○（但し受付は△※1） | △△ | △△※1 | ×× | ×× |
| 取扱機関事務の種類 | 日本銀行本店・支店 | 代理店 | 国債代理店・国債復代理店 | 国債元利金支払取扱店 |
| 在日外国銀行等 | 金融商品取引業者等 |
| ●証券・利賦札滅紛失の届出代証券交付・元利金支払の請求、滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。●汚染き損証券引換の請求●改印の届出●住所の変更●行為能力に関する届出●相続財産管理人または相続財産清算人の選任に関する申出（2）その他●印鑑票または氏名等届出書の更新●印鑑票または氏名等届出書の再製●発行取消に関する支払済証明書の発行●証券の送付請求●失効証券類の受入※6 | ○　※3○△△○※4△△▲▲○○ | ○　※3○△△△△△▲▲○○ | △※2△※2△△△※1△△※5▲▲△※5△※5 | ××××××××××× | ××××××××××× |
| 6．元利金の支払●記名国債証券の元利払（買上償還を含む）●記名国債証券元利金の送金請求●無記名国債証券および登録国債の元利払（関係事務を含む） | ▲▲─ | ▲▲─ | ▲▲※5─ | ××─ | ××─ |

※１　日本銀行支店、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）だけを行い、処理は日本銀行本店が行う。

※２　ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店において、証券・利賦札滅紛失の届出（滅紛失証券・利賦札の発見届を含む。）および汚染き損証券引換の請求があった場合には、受付（届出印廃止分の記名国債証券にあっては、本人確認書類の確認および本人確認書類の記録事項の記載を含む。）を行ったうえで、関係書類を日本銀行本店へ送付することとしている。なお、滅紛失証券・利賦札にかかる代証券交付・元利金支払の請求にかかる受付および取次ぎは行っていない。

※３　証券・利賦札滅紛失の届出、または汚染き損証券引換の請求と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。

※４　行為能力に関する届出と同時に受けた他の請求・届出は、自店が支払場所でないものでも取扱うことができる。

※５　日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令（昭和４１．７．８大蔵省令第４４号。）により、当分の間、ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店を除く。

※６　滅紛失証券・利賦札の発見届による分を含む。

### １２０　用語の解説・略称

この手続に用いられている主な用語の解説およびその略称は次のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 統轄店 | 日本銀行本支店は、自店の業務区域内にある代理店・国債代理店（支払取まとめ店を含む。）・国債復代理店および国債元利金支払取扱店の事務を統轄し、これら代理店等が取扱った元利払資金の決済、支払済証券類等の受入・取まとめ整理などを行う。この場合の日本銀行本支店を「統轄店」という。＊　自店を業務区域とする日本銀行本支店とは異なる同本支店の業務区域に所在する店舗を支払取まとめ店としている国債代理店および国債復代理店は、当該支払取まとめ店の所在地を業務区域とする日本銀行本支店が統轄する。また、帯広、根室、江差および八雲の４つの一般代理店は、業務区域にかかわらず日本銀行札幌支店を統轄店とする。 |
| 代理店国債代理店国債復代理店国債元利金支払取扱店（代理店等） | 国債保有者の利便および国債事務の円滑な運営を図るため、日本銀行は、法令の定めに基づき、市中金融機関・金融商品取引業者等との間に各種の代理店契約を締結し国債事務の一部取扱いを委嘱している。代理店とは、代理店契約に基づき、国庫金の出納および政府有価証券の受払事務等をはじめ、国債事務一般を取扱う代理店をいう（国債代理店等他の代理店と区別するため「一般代理店」と呼ぶ場合もある）。国債代理店とは、国債代理店契約に基づき、国債事務のうち元利金の支払事務およびこれに付随する事務のみを取扱う代理店をいう。国債復代理店とは、国債代理店契約の追約を締結した金融機関から、国債事務のうち元利金の支払事務およびこれに付随する事務の取扱いの復託を受けてこれらの事務を取扱う店舗をいう。国債元利金支払取扱店とは、国債元利金支払取扱店契約に基づき、国債事務のうち無記名国債証券と登録国債の元利金の支払事務およびこれに付随する事務のみを取扱う代理店をいい、記名国債証券の元利払事務は取扱わない。なお、代理店・国債代理店・国債復代理店および国債元利金支払取扱店を総称して「代理店等」という。 |
| 無記名国債 | 記名国債証券以外の国債をいい、無記名国債証券、登録国債および振決国債の形態がある。 |
| 無記名国債証券登録国債(主登録･付記登録） | 証券に権利者の氏名が記載されない国債の証券をいう。権利者の請求に基づき日本銀行本店に備付けてある国債登録簿に、その国債の要項、権利者の住所・氏名（名称）などが登録されている国債をいい、証券は発行されない。国債の登録のうち、無記名国債証券の所有者がその証券を提出して登録を請求した場合または登録国債の記名者がその登録の変更もしくは除却を請求した場合に行われる登録を「主登録」という。これに対し登録国債を担保として使用する目的で、その登録国債に質権または担保権を設定するための登録などを「付記登録」という。 |
| 振決国債 | 日本銀行が社債、株式等の振替に関する法律にもとづき運営する国債振替決済制度において取扱う国債をいい、証券は発行されず、国債登録簿への登録も行われない。また、振決国債から無記名国債証券または登録国債への変換を行うことはできない。国債振替決済制度の参加者、間接参加者および外国間接参加者ならびに日本銀行が備える振替口座簿の記載または記録によりその権利の帰属が定まる。無記名国債は、財務大臣の指定を受けることにより、原則として振決国債として発行される。また、上記の国債振替決済制度の運営開始前（平成１５年１月２６日以前）に発行された無記名国債は、国債権者からの申請により振決国債として取扱うことができる。 |
| 利付国債と利札 | 元金償還まで定期的（年２回の支払期ごと）に利子が支払われる国債を「利付国債」という。この支払期ごとの利子額が記載（利付国変動１５年の場合には支払期番号が「２」以降のものは利子額ではなく「当該利払期に適用される利率に基づく金額」の文言が記載）されているものを「利札」といい、証券の本券部分の下部に支払期順についている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 利札と証券類（支払済証券類）（機械化分） | 証券（利札のついているものを含む。）・利札を総称して「証券類」という。（支払済証券類）元利払により回収した支払済証券・支払済利札を総称して「支払済証券類」といい、これに支払済領収証書を含めるときは「支払済証券類等」という。（機械化分）証券・利札のそれぞれ表面下部に、光学的文字読取装置（ＯＣＲ）による機械処理に必要な特殊活字により国債名称・記号・券面種類・番号などのコード番号が印字されている様式の証券類をいう。 |

### １３０　証票類の名称・略称・保管期間等一覧

証票類の名称・書式№（用紙寸法）・記載例（例示）の掲載個所・略称・保管期間は次のとおり。

名称欄の○印分は、国債元利金支払取扱店引受先で調製する証票類

　　　⇒　日本銀行ホームページの国庫・国債事務関連の書式ファイル集に参考書式を掲載

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書 式 №（用紙寸法） | 名　　称 | 記載例の主要掲載個所 | 略　称 | 保管期間 |
| ３３０（Ａ）(―)３３７（Ａ）(―) | 登録国債元金支払通知書登録国債利子支払通知書 | ────── | 元金支払通知書利子支払通知書 | ５　年５　年 |
| １０６（Ａ５） | 〇失効証券類受付書失効証券類受領書失効証券類送付書 | ４２０ | ───────── | １　年────── |

＊証票類は、用済後自社で定めた方法により整理したうえ、上記の期間保管する。

### １４０　共通事項

#### １４１　削除

#### １４２　回収証券類への廃印の押なつと取消方法

|  |  |
| --- | --- |
| ①廃印の押なつ | ○　回収した証券・利札には、その受領後直ちに押なつ例により廃印を明りょうに押す。［廃印のひな形］○○支店○○証券➊　大きさ　　　　　直径２０mm➋　店名表示　　　　略称を使用してよい。（略称の例示）○○証券株式会社本店　　　→　○○証券・本店○○証券株式会社大阪支店　→　○○証券・大阪○○証券金融株式会社本店　→　○○証金・本店 ➌　赤色系統の色は使用しない。＊　廃印は自社で調製する。 |

（廃印の押なつ例）

●　無記名国債証券の本券部分のみの場合



●　無記名国債証券の利札部分のみの場合



●　付属利札のある証券の場合



|  |  |
| --- | --- |
| ②廃印の取消方法 | ○　証券・利札に誤って廃印を押したときは、次の方法により廃印を取消したうえ、証券・利札を請求者に返す。 |

［証券のとき］



6.5.10

廃印取消

「○年○月○日廃印取消」と記載する。

交差する斜線で抹消する。

交差する斜線で抹消する。

［利札のとき］

「○年○月○日廃印取消」と記載する。



6.5.10

廃印取消

交差する斜線で抹消する。

「○年○月○日廃印取消」と記載する。

#### １４３　消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

|  |  |
| --- | --- |
| ①消滅時効の適用 | ○　国債の元利金は、後記③に該当するものを除き消滅時効が適用されるので、次の消滅時効期間満了日後は、元利金の支払請求を受付けることができない。［消滅時効期間］元　金　１０年利　子　　５年 |
| ②消滅時効期間の計算方法 | ○　消滅時効期間の計算は、それぞれ支払期日の翌日から起算し、その起算日に応当する日の前日をもって満了日とする。＊　国債の証券・利札において、平成元年以後の支払期日が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」の元号によって表示される応当の年月日と読み替え、令和元年以後の支払期日が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」の元号によって表示される応当の年月日と読み替えて取扱うこととなる。○　上記の場合●　支払期日が銀行休業日に当ったときは、その期日の次の営業日の翌日から起算する。●　起算日に応当する日の前日が銀行休業日に当ったときは、その翌営業日を満了日とする。＊　銀行休業日とは、国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日、１月２日および３日、１２月３１日、土曜日ならびに日曜日をいう。＊　支払期日などの曜日を調べるときは、「国債便覧」に掲載されている「万年七曜早見表」を利用すればよい。消滅時効期間の計算例参照 |
| ③消滅時効の特例 | ○　「大蔵省関係法令の整理に関する法律」（昭和29年法律第121号）付則第3項に該当する国債（昭和20年9月24日以後に外地から引揚げてきた者が、引揚げの際持込みを認められないため税関に引渡していた国債など）について支払請求を受けたときは、統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。 |

 消滅時効期間の計算例　　──利子のとき──

支払期日の翌日1.5.21から起算、５年後の応当日6.5.21の前日6.5.20が期間満了日

支払期日の次の営業日の翌日1.5.22から起算、５年後の応当日6.5.22の前日6.5.21が期間満了日

支払期日の翌日1.5.21から起算、５年後の応当日6.5.21の前日6.5.20が銀行休業日のため翌営業日6.5.21（本設例では応当日に一致）が期間満了日

支払期日の次の営業日の翌日1.5.22から起算、５年後の応当日6.5.22の前日6.5.21が銀行休業日のため翌営業日6.5.22（本設例では応当日に一致）が期間満了日

利子支払期日

5/20 　5/21　5/22　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 5/20　5/21　5/22

通常のとき

支払期日が銀行休業日

のとき

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成１年 | ２年 |  | ５年 | 　　　　　 ６年 |

５年後の応当日の

前日が銀行休業日

のとき

支払期日・５年後の応当日の

前日がいずれも銀行休業日の

とき

●　は営業日、は銀行休業日でいずれも仮定のもの。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 利子支払期日 | 起算日 | 応当日 | 応当日の前日 | 期間満了日 |
| 通常のとき | １．５．２０ | １．５．２１ | ６．５．２１ | ６．５．２０ | ６．５．２０ |
| 支払期日が銀行休業日のとき | １．５．２０ | １．５．２２ | ６．５．２２ | ６．５．２１ | ６．５．２１ |
| 応当日の前日が銀行休業日のとき | １．５．２０ | １．５．２１ | ６．５．２１ | ６．５．２０ | ６．５．２１ |
| 支払期日・応当日の前日がいずれも銀行休業日のとき | １．５．２０ | １．５．２２ | ６．５．２２ | ６．５．２１ | ６．５．２２ |

＊　起算日または応当日が銀行休業日に当るときでも、その前日（すなわち支払期日または期間満了日）が銀行休業日でなければ、期間計算には影響しない。

＊　消滅時効期間満了日を消滅時効完成日というときもあり、満了日（完成日）までは元利金の支払請求の受付けを行ってよいが、翌日からは元利金の支払を行うことができない。

# 第２編　削除

## 目　次

ページ

200－

[２００　削除 1](#_Toc172557177)

## ２００　削除

# 第３編　削除

## 目　次

ページ

300－

[３００　削除 1](#_Toc172557177)

## ３００　削除

# 第４編　雑則

国債元利金支払取扱店の掲示および失効証券類の取扱要領を定めている。

## 目　次

ページ

400－

[４００　雑則 1](#_Toc172557497)

[４１０　国債元利金支払取扱店の掲示 1](#_Toc172557498)

[４２０　失効証券類の取扱い 2](#_Toc172557499)

[４３０　削除 4](#_Toc172557500)

[４４０　位置、店舗名称および店番号変更に関する届出 5](#_Toc172557501)

## ４００　雑則

### ４１０　国債元利金支払取扱店の掲示

国債元利金支払取扱店は、店頭に「国債元利金支払取扱店」と掲示する。

### ４２０　失効証券類の取扱い

失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けた場合には、以下のとおり取扱うこととなる。もっとも、当該取扱いは発生頻度が僅少となることから、業務局営業・国債業務企画グループに照会のうえ、その指示により取扱うこととして差支えない。

|  |  |
| --- | --- |
| 事 務 手 順 | 取　　　扱　　　要　　　領 |
| ①受入 | ○　失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けたときは、なるべく提出させるよう取計らう。＊　失効証券類とは、消滅時効完成により効力を失った証券・利札をいう。⇒　消滅時効完成により効力を失った無記名国債証券については、日本銀行ホームページの消滅時効完成銘柄　参照⇒　１４３参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い＊　失効証券類は、国債規則（大正１１年大蔵省令第３１号）第２０条により所持人は返還することとなっている。 |
| ②受入手続き | ○　受入れた失効証券類により、失効証券類受付書を作成する。＊　失効証券類受領書・失効証券類送付書との３枚複写となっている。○　返還者に失効証券類受領書を交付する。＊　証券と利札を切離して提出されたときは、そのまま別々に整理する。○　失効証券類に廃印を明りょうに押す。[廃印を押す箇所]

|  |  |
| --- | --- |
| 証券 | ●表面の額面金額の箇所 |
|  | ●証券に利札がついているときは、全利札表面の中央部 |
| 利札 | ●裏面　　印の箇所 |

⇒　１４２①参照・回収証券類への廃印の押なつ＊　廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。○　証券・利札ならびに証券に利札がついているときは、証券・全利札のそれぞれ表面上部に「失効」と赤色で記載する。 |
| ③業務局への送付 | ○　失効証券類・失効証券類送付書を一括して封筒に納め、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。 |

 失効証券類受付書の記載例

失効証券類とともに

業務局国債証券業務グループへ送付する。

３枚複写

書式No.106

失効証券類送付書

（日付）

*６.６.８*

付属利賦札の状態

年　　　　月渡以降

仕　　出　○○証券　本店

あ て 先　日本銀行業務局

国債証券業務グループ　御 中

返還者に交付する。

自店保管（保管期間1年）

書式No.106

失効証券類受領書

（日付）

*６.６.８*

下記証券類は失効につき回収しました。

*甲野一郎* 殿

付属利賦札の状態

年　　　　月渡以降

*52.*

○○証券　本店

書式No.106

失効証券類受付書

（日付）

*６.６.８*

注意　証券と利賦札を切り離して返還されたときは、証券に付属させず、別々に整理すること。

返 還 者

住　 所

氏　 名

*東京都中央区日本橋本石町2-2-2*

*甲 野　一郎*

証券・利賦

札　の　別

証　　券

国　債　名　称 ・ 記　号

枚　数

金　　　　　　額

付属利賦札の状態

円

年　　　　月渡以降

利付国庫債券（10年）第220回

合　　　　　　　　　　　計

１

100,000

100,000

１

 失効証券類への記載例

赤色で表示する。

廃印を押す。

**失効**

### ４３０　削除

### ４４０　位置、店舗名称および店番号変更に関する届出

　国債元利金支払取扱店の店舗の位置、名称および店番号の変更がある場合には、代理店店舗位置名称等変更届を作成したうえ、変更日の一か月前を目途に日本銀行本店に日本銀行業務オンラインにより提出する。

 代理店店舗位置名称等変更届の記載例

代理店店舗位置名称等変更届

（日付）

日本銀行　御中

（約定先および本部部署）　　（金融機関コード）

|  |  |
| --- | --- |
| ○○証券 | ○○○○ |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ①代理店等の種類（該当事項に○を表示） | 一般代理店 | 歳入代理店 | 払込店 | 資金払込店 | 日本銀行預金取扱店 | 集計表集中作成店 |
| 国債代理店 | ○国債元利金支払取扱店 | 支払取まとめ店 | 電子収納受入店 | 電子収納払込店 |
| 一般代理店名 | 　 |
| 現在の店舗名称および店番号 | ②（店舗名称）○○支店 | ③（店番号）○○○ |
| 変更後の店舗名称、店番号または位置 | ②（店舗名称） | ③（店番号） |
| ④（位置）〒△△△―△△△△○○県○○市△△△丁目△番△号 |
| 変更年月日 | ○○○○　年　　　　　○○　月　　　　　○○　日 |

①　「代理店等の種類」欄の該当事項の全部に○を表示する。

②　店舗名称に通称がある場合には、店舗名称を記載した下部に通称をかっこ書きで記載する。

③　店番号とは、金融機関が所属金融団体に登録した当該店舗の統一店番号をいう。

④　「（位置）」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。